

# 農業委員会だより (第26号) 令和6年2月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）

電話：01632-2-1001 / FAX：01632-2-2659

## 農業経営基盤強化促進法が改正されました

### ○ 背景

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があり、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であることから、国では、農業経営基盤強化促進法の改正を行い、令和5年4月改正法が施行されました。

## 農業経営基盤強化促進法の主な改正点について

### 1 農用地利用集積計画の廃止

農地の売買・貸借の主流である「農用地利用集積計画」が廃止となり、農地中間管理事業（農地バンク事業）に統合されることになりました。このことに伴い、売買・貸借に係る書類は、農地中間管理機構（公益財団法人 北海道農業公社）を経由することになります。

なお、従来の農用地利用集積計画は令和6年度末（令和7年3月）まで利用可能となっておりますが、令和7年3月以前に町が地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を作成し、公告を行った場合、その時点から農用地利用集積計画は使えなくなります。

### 2 人・農地プランの法定化

平成24年度から、町は、人・農地プランを作成し、定期的に見直しをしておりましたが、この計画が、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）として、作成が義務化（法定化）されます。この計画を作成するに当たり、「目標地図」の作成が必要となります。この地図の素案は、農業者へのアンケートや地域での話し合い（協議の場の設置）を行い、農業委員会が作成し、計画策定主体の町に引き継ぐこととなります。

※1 「目標地図」は、10年後の農地の引き受け手を記載した地図です。

※2 地域計画エリア内の農地の売買・貸借は、原則、農地中間管理事業（農地バンク事業）で行うこととなります。

### ● 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定しなかったら……

補助事業等が受けられなくなる場合があります。詳細は以下のとおりです。

#### ① 補助事業（スーパーL資金の無利子化措置等）の対象となる区域

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域計画を策定した区域	○	○	○
協議の場を設置した区域（予定も可）	○	○	×
町が策定した工程表がある場合	○	×	×

※○は対象、×は対象外

## ② 補助事業に対象となる経営体

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標地図に位置付けられている経営体（地域計画を策定した区域）	○	○	○
実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体（地域計画未策定の区域）	○	○	×

※ ○は対象、×は対象外

(参考) 影響のある補助事業等

事業名		事業名	
1	農地利用効率化等支援交付金	11	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
2	特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	12	持続的生産強化対策事業農地果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備事業
3	担い手確保・経営強化支援事業	13	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化推進（茶の改植等）
4	経営継承・発展等支援事業	14	持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業のうち作付体系転換支援事業
5	集落営農活性化プロジェクト推進事業	15	農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型、地域内農地集積型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型、土地利用調整型
6	農業経営基盤強化準備金制度	16	・農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業） ・農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型））
7	・機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金 ・農地中間管理機構事業のうち農地売買等支線事業	17	鳥獣外被害防止総合対策交付金
8	農業近代化資金金利負担軽減措置	18	農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策
9	農業信用保証保険支援総合事業のうち農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化資金保証料助成金交付事業	19	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策、中山間地域等農用地保全総合対策
10	・新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 ・新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業		

## 3 農地転用の厳格化

地域計画の目標達成に支障を及ぼす恐れがある場合は、農用地区域から除外することができなくなります。

一方、認定農業者制度を活用した農業用施設の転用については、農業経営改善計画の認定の中で、農地転用の審査を行うこととなりますので、農地法第4条、第5条の許可申請は不要となります。ただし、直ちに転用を行う案件のみが対象です。

また、この厳格化によって、一般企業等による農地転用については、防止することも可能となります。

※ 農家住宅等を建設する場合は、地域計画のエリアから除外する等地域計画の変更が必要となり、今までよりも時間を要することとなりますので、計画がある場合は必ず事前に農業委員会事務局又は町農林水産課へ相談願います。

## 4 その他

- ・ 農地法第3条第2項第5号の下限面積（北海道2ha）は削除されました。
- ・ 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（農山漁村活性化法）の支援措置として、市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、同意を得た場合には、農地転用の手続きの迅速化が図られることになりました。

【林地化の場合の要件】

★1 計画的な林地化の場合、次の全ての要件を満たす場合に限り事業を実施することができます。

- ① 山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等において行うもの

裏面もご覧ください

② 省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用により農用地等としての利用再開が容易な形態によって保全・管理を行うよりも、林地化により計画的な森林の経営又は管理を行うことが合理的であること

★2 林地化が実施された土地（林地として利用・管理するもの）については、都道府県が指定する「地域森林計画」の区域に確実に編入することが必要です。

## 協議の場設置による話し合いを行いました

農業経営基盤強化促進法の改正でもふれましたが、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を作成するに当たり、地域での話し合い（協議の場の設置）が必要となりますが、天塩町では、話し合いを1月31日～2月7日までの5日間で行いました。お忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。話し合いの結果については、以下のとおりです。

開催日時	地区	開催場所	参加人数	話し合いの結果	備考
1月31日（水） 13:30～	更岸・干拓	天塩町役場	農業者6名、農業委員4名、JA3名、町3名	現状維持	
2月1日（木） 13:30～	南川口・北川口・川口基線	天塩町役場	農業者4名、農業委員2名、JA2名、町3名	現状維持	
2月2日（金） 13:30～	振老、作返、北産土、中産土、西産土、六市内	天塩町役場	農業者3名、農業委員4名、JA1名、町3名	現状維持	
2月6日（火） 13:30～	円山、東産土、雄信内、東雄信内、西雄信内	役場雄信内支所	農業者5名、農業委員2名、JA1名、町3名	現状維持	
2月7日（水） 13:30～	男能富、新成、泉源、辰子丑、下国根布	役場雄信内支所	農業者5名、農業委員3名、農業公社2名、JA1名、町3名	現状維持	

## 今後の予定

今後、農業委員会は、農業者へのアンケート、地域での話し合いを基に「目標地図」の素案を作成し、町へ引き継ぎます。

町としては、「目標地図」を完成させ、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を令和7年3月までに作成、公告する予定です。

なお、アンケートについては、農業者のご意見をこの計画に反映させるための重要なものとなりますので、提出がお済でない方は、農業委員会事務局まで提出をお願いします。



1月31日役場会議室での話し合いの様子



2月7日雄信内支所での話し合いの様子

## 農業委員について

農業委員について、令和5年7月から新たな委員となりました。任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

地 区	委 員
更 岸	奥 山 稔 ( 会 長 ) 中 島 之 浩 高 原 弘 雄 石 山 司
川口・西産土・六市内	中 谷 哲 也
振老・作返・北産土・中産土	丸 山 淳 子
東産土・円山・雄信内	伊 藤 淳 一
東雄信内・辰子丑・下国根布	高 橋 一 博
西雄信内・新成・男能富・泉源	満 保 豊 ( 職 務 代 理 ) 吉 田 信 雄
中立委員	寺 本 奈 穂 子

農地の権利移動や農業者年金に関する事項等について相談がある場合は、お気軽に上記委員へお尋ねください。

